

入札説明書

令和8年度芸術家等の尊厳ある創造環境向上促進事業

入札説明書

文化庁の委託契約に係る入札公告（令和8年3月6日付け）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）等の会計法令及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

- (1) 支出負担行為担当官 文化庁次長 伊藤 学司
- (2) 所属部局名 文化庁
- (3) 所在地 〒602-8959 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町
85番4

2 委託内容

- (1) 事業の名称等 令和8年度芸術家等の尊厳ある創造環境向上促進事業
- (2) 事業内容等 別冊仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日
- (4) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者等（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ）は、総合評価のための技術等に関する提案書（以下「総合評価のための書類」という。）を提出しなければならない。（必要書類の種類及び部数については別紙1を参照）
- ② 競争加入者は、委託代金の概算払の有無、概算払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
また、本件業務等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。
- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (4) 本件業務のための調査を請け負った者又はその関連会社でないこと（当該者が当該関与によって競争上の不公正な利点を享受しない場合を除く。）

(5) 本件入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。

(6) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、令和8年度に「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者、又は技術力のある中小企業等であることを証することのできる者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。調達ポータルを確認し、資格審査申請手続を行うこと。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

(7) 格付けされている令和8年度文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の等級にかかわらず、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について(平成12年10月10日政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定)」の要件を満たす者であること。具体的には以下ア～オのいずれかを満たす者であること。

ア. 当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績等を証明できる者

イ. 資格審査の統一基準における統一付与数値合計に以下の技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札における等級に相当する数値となる者

項目	区分	加算数値
特許保有件数 (当該入札物件等に関する特許)	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
技術士資格保有者数 (当該入札物件の製造等に携わる従業員)	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
技術認定者数(特級、1級、単一等級) (当該入札物件の製造等に携わる従業員)	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注1. 特許には、海外で取得した特許を含む。

2. 技術士には技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち、文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ. S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者

エ. 主たる官民ファンドの支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者

注1. 主たる官民ファンドとは、株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、民間イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構をいう。

オ. 国立研究開発法人(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号。以下「法」という。))第2条第9項に規定

する研究開発法人のうち、法別表第3に掲げるものをいう。以下同じ。)が法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者

カ. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「AMED」という。)又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)が認定したベンチャーキャピタル等の出資先事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者

注1. AMEDが認定したベンチャーキャピタル等とは、AMEDによる「創薬ベンチャーエコシステム強化事業(ベンチャーキャピタルの認定)」において採択されたベンチャーキャピタル等をいう。

2. NEDOが認定したベンチャーキャピタル等とは、NEDOによる「研究開発型スタートアップ支援事業/ベンチャーキャピタル等の認定」において採択されたベンチャーキャピタル等をいう。

キ. グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム(J-Startup又は、J-Startup 地域版)に選定された事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者

なお、上記に該当する者で入札に参加しようとする者については、令和8年3月27日(金)12:00までに「4 入札書等の提出場所等」に記載の連絡先へ、令和8年度競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し(1部)及び以下URLに掲載している上記(7)ア~キそれぞれに必要な書類を添付しメールにて提出すること。

<https://pf.mext.go.jp/gpo3/kanpo/gpoGijyuturyokuChusyo.asp>

4 入札書等の提出場所等

(1) 入札書及び総合評価のための書類等の提出場所、契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁文化経済・国際課
TEL 03-5253-4111 内線 3120
E-mail:kibankyoka@mext.go.jp

(2) 入札説明会の日時及び場所

令和8年3月11日(水)14:00~ オンライン(Zoomを利用)

※説明会への参加を希望する場合、令和8年3月11日(水)13:00までに、メール本文に所属、役職、氏名、メールアドレス、電話番号を記入の上、kibankyoka@mext.go.jp宛に登録を行うこと。受信後、ミーティングリンクを送付する。

なお、登録時に聴取した氏名等は公募説明会に関する連絡のみに使用し、他の用途には使用しない。

応募に当たり、本説明会への参加は任意である。

(3) 入札書等の受領期限

令和8年3月27日(金)12:00まで

上記の期限を過ぎてからの提出は一切認めない。

(4) 入札書等の提出方法

競争加入者等は、本入札説明書、別冊の仕様書、総合評価基準及び契約書(案)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

① 競争加入者等は、別紙1「競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類」に定める書類を作成し、メール、郵送又は持参により入札書の受領期限までに提出すること。

- ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙2の入札書を作成し、封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「4月17日開札〔令和8年度芸術家等の尊厳ある創造環境向上促進事業〕の入札書在中」と朱書きし、配達記録が残るようにした郵便・信書便による送付又は持参をすること。
※（1）に記載の部署名を漏れなく記載すること。
※（3）の受領期限必着とするため留意すること。
※郵送上またはメール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。
- （ア）入札件名
（イ）入札金額
（ウ）競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）
（エ）代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名
- ③ メール、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札書の提出は認めない。
- ④ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ⑤ 競争加入者は、入札書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙3の誓約書を提出しなければならない。ただし、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等は提出を要しない。
- （5） 入札の無効
入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。
- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
- ② 入札件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のないもの又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ この入札に関し、公正な競争を阻害する行為を行ったと認められる者の提出したもの
- ⑩ この入札に関し、独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札書
- ⑬ 上記（4）の⑤の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出したもの（本項は、誓約書の提出

を要しないこととされた者には適用しない)

(6) 入札の取りやめ等

競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあるものと認めるときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和8年4月17日(金) 10:00～ 文化庁入札室

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(7)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。紙による入札を行った入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。なお、再度入札参加できる者は、当初入札に参加した者とする。

5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から総合評価のための書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ② 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- ③ 競争加入者等は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する

行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定：
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai6/siryou4.pdf)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとす
る。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類は別紙1により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認及び総合評価の実施以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

(4) 落札者の決定方法 総合評価落札方式とする。

- ① 前記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格をすべて満たし、本入札説明書において明らかにした技術等(以下「技術等」という。)の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該競争加入者の申し込みに係る入札価格に対する得点と、技術等の各評価項目の得点合計を合算して得た数値(以下「総合評価点」という。)の最も高い者をもって落札者とする。

なお、入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

- ② 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内(契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで)に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 前記②の場合において、支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ契約の相手方が決定したとしても双方が契約書に押印していない間は業務に着手することはできない。

また、契約締結以前に契約の相手方が要した費用について、国は負担することはできないのでその点に十分留意するとともに、契約の相手方が決定した後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

- ⑤ 総合評価において評価した技術等については、すべて契約書にその内容を記載するものとする。

- (6) 支払い条件 別冊契約書（案）のとおりとする。
- (7) 本件業務の検査等
 - ① 落札者が入札書とともに提出した総合評価のための書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
 - ② 検査終了後、落札者が提出した総合評価のための書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。
- (8) 経費計上及び経費処理の留意事項
本委託事業に係る経費計上及び経費処理に当たっては、本委託事業に係る経費計上及び経費処理に当たっては、委託要項・委託要領等の他、「文化庁委託業務の事務処理について」（<https://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>）によるものとする。

Ⅱ 技術及び総合評価に関する事項

- 1 本件業務の仕様
本件業務の仕様は、別冊仕様書のとおりとする。
- 2 総合評価に関する事項
 - (1) 評価項目
総合評価落札方式適用において評価対象となる項目は、別冊の総合評価基準に明示され、評価は明示された評価項目に基づいて行われる。
 - (2) 必須とする項目及びそれ以外の項目
必須とする項目については、別冊の仕様書及び総合評価基準によって示される最低限の要求要件をすべて満たしているか否かを判定し、満たしていないものについては不合格とする。また、必須とする項目で最低限の要求要件以上の部分及び必須とする項目以外の項目については、総合評価基準に基づき項目毎に評価する。
 - (3) 得点配分
得点配分は、総合評価基準に基づき行われる。
 - (4) 評価方法
 - ① 入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。
 - ② 技術等に対する得点は、必須とする項目で最低限の要求要件以上の評価項目及び必須とする項目以外の項目については、提出された総合評価に関する資料に基づき、総合評価基準によって前記2の(3)で示される得点配分に従い得点が与えられる。
 - ③ 前記①と②の得点の合計により評価する。
 - (5) 総合評価のための書類
総合評価のための書類については、別紙1に示された書類及び部数を入札書とともに提出するものとする。
 - (6) 仕様書等の照会先
別冊仕様書及び総合評価のための書類等に関する問い合わせ先・照会先は次のとおり。公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等は回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁文化経済・国際課
TEL 03-5253-4111 内線 3120

この入札は、令和8年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、事業規模やスケジュール等を変更する場合がある。

別紙 1	競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類
別紙 2	入札書（様式）・委任状（様式）
別紙 3	誓約書
別 冊	仕様書
別 冊	総合評価基準
別 冊	契約書（案）
別 冊	委託要項
別 冊	委託要領

競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類

1. 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）の認定通知書の写し・・・ 1部
- (2) 誓約書（暴力団等に該当しない者であることを証明する書類【別紙3】）・・・ 1部

2. 総合評価のための書類

- (1) 技術提案申請書（様式1）
- (2) 技術提案書（様式2～5）
- (3) 評価項目及び評価基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知のある場合は、その写し
- (4) 従業員への賃金引上げ計画の表明書（様式6）該当の場合のみ
- (5) 競争加入者の概要（要覧、会社案内等）
- (6) 最新の財務諸表等の資料

※提案書類及び参考見積書については、事業規模の範囲内で提出すること。

3. その他

- (1) 参考見積書（社名、代表者名を記載したもの）を上記と併せて提出すること。
 ※参考見積書には必ず積算内訳を明示し、積算内訳についてもできる限り「〇〇一式」などとは記載せず、各内訳事項の具体的な数量、単価を明記するよう努めること。
- (2) 全ての書類について、以下担当宛に電子データで提出すること。

【担当】文化庁文化経済・国際課

(メールアドレス： kibankyoka@mext.go.jp)

(参考見積書記載例)

項目	数量	単価	金額
件名：〇〇〇			
1. □□□□			
①××××	△△△	△△△	△△△
②××××	△△△	△△△	△△△
	△△△	△△△	△△△
2. 〇〇〇			
①××××			△△△
小 計			△△△
消費税等			△△△
合 計			△△△

**令和8年度芸術家等の尊厳ある創造環境向上促進事業
仕様書**

**令和8年3月6日
文化庁 文化経済・国際課**

1. 事業名

令和8年度芸術家等の尊厳ある創造環境向上促進事業

2. 事業の背景及び目的

我が国が世界に誇る資産である文化芸術をグローバルな水準で継承・発展させていくためには、我が国独自の文化的な土壌の中で、多様な芸術家が尊厳をもって自由に創造活動を行う環境を醸成することが必要である。

文化芸術の自主性・自律性を十分尊重するとともに、文化芸術活動の自由や創造性とのバランスも踏まえながら、芸術家等個人の能力を最大限発揮することが可能となる環境を整備するにあたっては、文化芸術の各分野において芸術家等の諸活動を支え、個々の芸術家等を越えた横断的な課題に取り組む文化芸術団体の存在と役割や機能が重要となるが、このような課題について、既に一部の団体では独自の取組が行われているものの、広く文化芸術全体における取組として波及している状況ではない。

こうした問題意識を踏まえて、芸術家等の尊厳ある創造環境向上のため文化芸術団体に求められる機能等や文化庁として取り組むべき事項について検討した「芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のための文化芸術団体の機能等に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）では、文化庁が取り組むべき事項として、

- ①積極的な取組意欲のある文化芸術団体の取組の促進
- ②文化芸術団体や芸術家等の活動実態の調査・分析を踏まえた、効果的な取組の検討・実施
- ③文化芸術団体の組織的対応に関する参照指針の策定

などが提言された¹。

本事業では、これらの提言を行った検討会議報告を踏まえ、文化芸術団体に求められる機能の構築等を支援するとともに、文化芸術団体等の活動実態の調査・分析による効果的な取組方策の検討等を行う。

3. 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

4. 事業の内容

本事業は、以下に示すように、複数の文化芸術団体に対し、検討会議報告の内容を踏まえた組織体制強化や運営機能改善の支援を行うとともに、これを通じて分野の特性に応じた団体や芸術家等の活動実態の分析・可視化を行い、より本質的な課題の特定や取組の効果的な促進方策の検討等を行うものである。

このため、本事業が目指す成果としては、特定団体の運営改善のみにとどまることや、関連業務の単なるアウトソーシングを提案することではなく、支援対象となる団体が属する分野固有の課題・実態の分析と分野横断的な視点での分析の両方を行い、文化芸術分野全体に広く取組が浸透するような施策の検討・提案・実施が重要なものとなる。

本事業のアウトカムは、以下のように設定しており、本事業を通じてこれらの達成に貢献することを目標とする。

【短期アウトカム（目標年度：令和8年度）】

団体における対処方針の策定、相談窓口設置の割合 令和6年度比で増加

¹ 芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のための文化芸術団体の機能等に関する検討会議報告（令和6年8月30日）
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunka_dantai_kinou/pdf/94108901_01.pdf)
P12以降参照。

* 令和6年度実績 対処方針の策定：6～13%、相談窓口の設置：7～9%（文化庁調査）
【長期アウトカム（目標年度：令和11年度）】

文化芸術活動に伴うトラブルについて、適切な相談対応を受けられる環境があるとする芸術家等の割合 50%以上

4.1 事業スケジュール

- 令和8年度（本件の調達範囲）
複数の文化芸術団体に対する支援、複数分野における課題・実態の分析、改善方策の検討等支援業務の対象となる文化芸術団体それぞれの年間スケジュールに併せて随時調整すること。なお、本件の前提となる令和7年度事業成果の詳細については、委託事業契約締結後に文化庁より改めて説明を実施する。
- 令和9年度（予定） ※次年度は改めて調達
令和8年度までの事業の成果を踏まえた支援の継続（対象分野・団体の追加・変更もあり得るものとする）、課題・実態の分析に基づく新たな改善方策の検討・実施。（令和9年度以降は改めて調達を行う。）

4.2 事業運営全般の留意事項

- 本事業の実施に当たっては、検討会議報告の内容を十分に理解し、その趣旨を踏まえたものとすること。また、支援対象となる文化芸術団体のみならず、文化芸術分野全体での主体的かつ積極的な取組を促進することが本事業の目的であることを十分に認識すること。
- 本事業は令和7年度からの継続事業であることから、令和7年度事業成果を前提とした事業設計を行うこと。なお、令和7年度事業成果を十分理解した上で、事業内容の改善を図ることを妨げるものではない。
- 本事業の成果が文化芸術分野で広く認知・受容されるよう、文化芸術関係者（関係する文化芸術団体や芸術家等の個人、文化芸術分野を専門とする有識者等）へのヒアリング等により取組内容の精査を行い、妥当性向上に努めること。また、文化芸術分野での専門的知見を有する法律家等の助言を得ることなどにより、法的観点からの正確を期すこと。
- 事業計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに文化庁へ報告すること。
- 受託者は2週間に1回以上、文化庁との定例会を開催し議事録を作成すること。定例会では業務の進捗状況を文化庁へ報告するとともに、適宜文化庁と協議を行いながら事業を実施すること。
- 本事業の成果を文化芸術分野全体に展開することを見据えて、用語やルールについては、文化芸術関係者が理解しやすいものとするよう心掛けること。
- 本業務を推進する上で必要となる物品等がある場合は、受託者の負担で用意すること。

4.3 業務内容と留意事項

下記（1）～（6）に示すものとする。

（1）文化芸術団体に対する組織体制強化や運営機能改善の支援業務

検討会議報告P13（2）の記載を踏まえ、積極的な取組意欲のある文化芸術団体の取組を促進するため、文化芸術団体の組織体制強化や運営機能改善の支援を行う。

① 対象となる文化芸術団体

支援業務の対象となる文化芸術団体は、以下の4団体及び新規団体とする。

団体名	所在地
一般社団法人 日本演出者協会	東京都新宿区西新宿 6-12-30 芸能花伝舎 3 F
公益社団法人 日本オーケストラ連盟	東京都墨田区錦糸 1-2-1 アルカントル棟 7 F
公益社団法人 落語芸術協会	東京都新宿区西新宿 6-12-30 芸能花伝舎 2 F
公益社団法人 能楽協会	東京都新宿区高田馬場 4-40-13 双秀ビル

※上記4団体に対し、本事業の公募に係る問い合わせは行わないこと。

※新規団体については、

- ・ 上記4団体の取組みを通じて得られる知見や好事例の横展開を行う団体
 - ・ 上記4団体と分野が異なる団体
- それぞれ1団体を想定し、文化庁との協議の上で決定すること。

②業務の具体的内容

ア) 団体の会員等を対象とするハラスメント対策

- ・ 検討会議報告P5（文化芸術団体に求められる取組について）の記載を踏まえ、団体の会員等を対象とするハラスメント対策に必要な取組の実行に向けた支援を行う。
- ・ 団体の状況を把握した上で、不足する事項や既存の取組の改善点等を明らかにし、具体的に取り組むべき事項の提案及びその実行支援を行う。

イ) 芸術家等の資格や地位に係る内部統制、芸術活動の場に係る制約等に関する課題への対応

- ・ 検討会議報告P8～9（文化芸術団体に期待される取組について）の記載を踏まえ、内部統制に係る内部基準や意思決定の明文化・客観化、運用方法や体制の整備等に向けた検討の支援を行う。
- ・ 団体の状況を把握した上で、不足する事項や既存の取組の改善点等を明らかにし、具体的に取り組むべき事項の提案及びその実行支援を行う。

ウ) 芸術家等の就業環境、契約等の活動基盤に関する課題への対応

- ・ 検討会議報告P10（文化芸術団体に求められる取組について）の記載を踏まえ、芸術家等の就業環境や契約等の活動基盤の改善に向けた取組の支援を行う。
- ・ 団体の状況を把握した上で、不足する事項や既存の取組の改善点等を明らかにし、具体的に取り組むべき事項の提案及びその実行支援を行う。

③留意事項

i) 共通事項

- ・ 本事業による支援を受けて団体が取り組む事項は、当該団体が本事業終了後も継続的に同様の取組を実行することができるものとなるよう配慮すること。

ii) 団体の会員等を対象とするハラスメント対策について

- ・ ハラスメント対策として求められる水準は、労働関係法令において雇用主の責務として求められるものとする。
- ・ 相談窓口や連携体制、意識啓発等の取組に関しては、検討会議報告P5～6に記載する内容についても留意すること。

iii) 芸術家等の就業環境、契約等の活動基盤に関する課題への対応について

- ・ 文化芸術分野では、多様な契約関係が存在することから、本事業による支援に際しては、芸術家等の活動実態を十分に把握すること。また、それぞれの契約関係が、法的観点からどのような類型として位置づけられるかについても、整理・分析を行うこと。
- ・ フリーランスの就業環境や契約等に係る課題については、政府においても様々な取組が行われているところであることから、法制度等に関する最新の状況や調査結果、関連情

報等を可能な限り反映させること。

(2) (1) を通じた文化芸術団体や芸術家等の活動実態の調査・分析業務と、それらを踏まえた取組の効果的な促進方策の検討・提案業務

①業務の具体的内容

- ・ (1) の支援業務を通じて、各文化芸術分野における活動の形態や場に関する特徴、人材登用・育成システム、経済構造、所属団体と芸術家等の個人との関係性など²、団体や芸術家等の活動実態を調査・把握する。
- ・ これにより、(1) ②で対応する課題が生じうる構造的要因を分析・可視化する。
- ・ 以上を踏まえて、より本質的な課題(分野固有のものと同分野横断的なものの両方を含む)の特定や取組の効果的な促進方策(文化芸術団体を取り組むべきものと文化庁等の国が取り組むべきものの両方を含む)を検討・提案する。

②留意事項

- ・ 本業務は、検討会議報告P12(1)に記載の通り、文化芸術の各分野が才能豊かな人材を惹きつけ、持続的に発展していくために何が重要かということをはっきりとさせるため、芸術家等の個人が継続的に活動を行ううえで抱える具体的な困難や課題を正しく捉え、より現場の実情に即した効果的な取組を検討・実施することを目的として行うものであることに留意すること。
- ・ 本業務による検討・提案に当たっては、令和7年度事業において整理した中長期的なアウトカム、各課題や施策との関係に係るロジックモデル及び評価指標を基に実施すること。また、令和7年度事業において整理した評価指標について、本年度も継続的な調査を実施すること。

(3) (1) 及び(2) を踏まえた、文化芸術団体の組織的対応に関する参照指針等の試案作成業務

①業務の具体的内容

ア) 組織的対応に関する参照指針の試案作成

- ・ 検討会議報告P13(3)の記載及び令和7年度事業成果を踏まえ、文化芸術団体がハラスメント対策等の取組を主体的に進めるために必要となる組織体制等に関し、団体が参照することのできる標準的な指針の試案を作成する。

イ) 公的資金助成時のチェックリストの試案作成

- ・ 検討会議報告P13(4)の記載及び令和7年度事業成果を踏まえ、文化芸術団体によるハラスメント対策等の取組を促進するために、公的資金の助成機関が、助成時に団体の取組状況を確認するために用いることのできるチェックリストの試案を作成する。

②留意事項

- ・ 作成する試案は、分野統括的な機能を有する団体に適用することを念頭に置くものとする。
- ・ 作成する試案は、分野等を問わず統一的に適用可能なものとなることが望ましい。それが困難な場合は、分野の特性等に応じた類型別のものとする可とするが、可能な限り少ない類型数とすること。
- ・ 作成する試案の内容には、(1) ② ア)に記載するハラスメント対策のために必要となる

² 検討会議報告では、「活動の形態や場に関する特徴、人材登用・育成システム、経済構造、所属団体との関係性など、現在の芸術家等個人の活動をそのようにあらしめている文化芸術の各分野に特有の構造や関係性の全体」を指して「文化芸術分野のエコシステム」と表現している(報告P12参照)。

事項を必ず盛り込むものとする。また、(1)②イ)及びウ)に記載する取組のために必要となる事項についても、可能な限り盛り込むものとする。

- 試案の作成に当たっては、文化芸術関係者（関係する文化芸術団体や芸術家等の個人、文化芸術分野を専門とする有識者等）や法律家等への意見聴取を行うなどして、内容の妥当性の担保を図ること。
- ①イ)のチェックリストの試案の作成に当たっては、文化芸術団体に対する資金助成を行う独立行政法人日本芸術文化振興会への意見聴取を行うとともに、民間の助成機関等の意見も参考にするなどして、内容の妥当性のみならず資金助成システムの中での実用性の担保を図ること。

(4) (1)～(3)のほか、検討会議報告の内容を効果的に推進するために文化庁又は文化芸術団体に取り組むべき事項の検討・提案業務

①業務の具体的内容

- (1)から(3)までの業務内容のほか、検討会議報告の趣旨・内容を踏まえ、これらを効果的に推進するために文化庁又は文化芸術団体に取り組むべき事項の検討・提案を行う。

②留意事項

- 本業務で検討する事項については、受託者側で提案を行い、文化庁と協議のうえで決定すること。

(5) 報告書の作成業務

- (1)から(4)までの各結果をまとめ、報告書（電子ファイル）を作成して提出する。

(6) その他、上記の業務実施に付随して必要な業務

- 本事業を確実に実施するため、受託者側での進捗管理、リスク管理などを適宜実施する。

【再委託に係る事項】

上記(1)から(6)の業務内容について、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、業務の一部を再委託することができる。その場合は、再委託の必要性及び金額が記載された書面を提出し、文化庁の承認を得ること。

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

4.4 成果物等と提出方法

(1) 成果物等について

- 4.3(1)～(6)の中間成果物、議事録（いずれも電子ファイル）は随時速やかに文化庁に提出すること。提出の時期は、4.3の業務の進捗状況等を踏まえ、適宜調整を行うことを予定している。
- 最終成果物は、下記に示すものを必須項目とし、対外的に公表を行うことを前提として、受託者の責任において関係者の同意取得や権利処理等を行うものとする。

【最終成果物】

- ① 4.3(5)で作成した報告書（MS社のワード、パワーポイント等の編集可能な電子フ

ファイル)

② 上記報告書の付録データがある場合は、当該データ

- ・ 対外的に非公表とすべき内容が含まれる場合は、当該部分を明記すること。

(2) 提出方法について

事業開始後に指定するメールアドレス等へ電子ファイルで提出すること。

① 最終成果物提出期限

令和9年3月31日(水)

② 提出先

文化庁 文化経済・国際課

電話番号 03-5253-4111(代表) 内線3120

5. 事業規模

事業規模は31,573千円(税込)を上限とする。

6. 応募者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応募者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術提案書、審査会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

① 業務の実施方針

1-1 業務内容全体の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。
- * 1-1-2 業務内容が具体的であること。〔具体性及び妥当性が高ければ加点する。〕
- 1-1-3 本事業による取組成果を文化芸術分野全体に展開し、関係者の主体的・積極的な取組を促進するための方策について提案があれば、その内容に応じて加点する。
- 1-1-4 文化芸術振興の全体像を見据えた上で業務内容を提案していれば、その内容に応じて加点する。

1-2 4.3(1)の支援業務に関する手法の明確性、妥当性、独創性

- * 1-2-1 支援業務の実施手法が明確に示されており、妥当であること。
- 1-2-2 本事業終了後も支援対象団体が取組を主体的に継続するために効果的と考えられる方策について提案があれば、その内容に応じて加点する。
- 1-2-3 上記のほか、実施手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。

1-3 4.3(2)の調査・分析及び検討・提案業務に関する手法の明確性、妥当性、独創性

- * 1-3-1 調査・分析業務の実施手法が明確に示されており、妥当であること。〔実施手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-3-2 検討・提案業務の実施手法が明確に示されており、妥当であること。〔実施手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

1-4 4.3(3)の試案作成業務に関する手法の明確性、妥当性、独創性

- * 1-4-1 組織的対応に関する参照指針の試案作成業務について、業務の実施手法が明確に示されており、妥当であること。〔実施手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-4-2 チェックリストの試案作成業務について、業務の実施手法が明確に示されており、妥当であること。〔実施手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

1-5 4.3(4)の検討・提案業務に関する具体性、必要性及び手法の明確性、妥当性、独創性

- * 1-5-1 検討を行う事項が具体的であり、かつその必要性が示されていること。〔取組の必要性が高いと認められる場合はその内容に応じて加点する。〕
- * 1-5-2 検討・提案業務の実施手法が明確に示されており、妥当であること。〔実施手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

1-6 業務計画の妥当性・効率性

- * 1-6-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業計画の妥当性に応じて加点する。〕
- 1-6-2 文化庁の負担軽減を考慮した適切な計画が練られていれば加点する。

②組織の経験・能力

2-1 組織の類似業務に関する専門知識・適格性

- * 2-1-1 我が国の文化芸術団体の組織体制強化や運営機能改善の支援に関する知識・知見を有していること。
- 2-1-2 我が国の文化芸術団体の組織体制強化や運営機能改善の支援に関する実績があればその内容に応じて加点する。
- * 2-1-3 法人等の団体におけるハラスメント対策の支援に関する知識・知見を有していること。
- 2-1-4 法人等の団体におけるハラスメント対策の支援に関する実績があればその内容に応じて加点する。
- * 2-1-5 芸術家等の就業環境や契約関係の改善等の支援に関する知識・知見を有していること。
- 2-1-6 芸術家等の就業環境や契約関係の改善等の支援に関する実績があればその内容に応じて加点する。
- * 2-1-7 我が国の文化芸術振興を目的とした調査・研究及び政策提案に関する知識・知見を有していること。
- 2-1-8 我が国の文化芸術振興を目的とした調査・研究及び政策提案に関する実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の業務実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。

- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務実施に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

③業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似業務の経験

- 3-1-1 2-1-2、2-1-4、2-1-6、2-1-8 の内容に関する業務に従事した実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 2-1-1、2-1-3、2-1-5、2-1-7 の内容に関する知識・知見を有していること。〔知識・知見の内容に応じて加点する。〕

④ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

⑤賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応募者が選択するものとする※1）

- 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

- 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

7. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

8. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。
受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

9. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

10. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点 を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
 - ・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。
- ※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

11. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

12. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

13. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と適宜協議を行うものとする。

**令和8年度芸術家等の尊厳ある創造環境向上促進事業
総合評価基準**

令和8年3月6日

文化庁 文化経済・国際課

本資料は、文化庁文化経済・国際課が調達する「令和8年度芸術家等の尊厳ある創造環境向上促進事業」に関する入札の評価基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準及び別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文化庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区分	価格点	技術点	合計
配点	115	230	345

4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
 - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
 - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

令和 8 年度芸術家等の尊厳ある創造環境向上促進事業に係る
評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 業務の実施方針 [115点]	50	65
	1-1 業務内容全体の妥当性、独創性	10	15
●	* 1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。	5	
	* 1-1-2 業務内容が具体的であること。〔具体性及び妥当性が高ければ加点する。〕	5	5
	1-1-3 本事業による取組成果を文化芸術分野全体に展開し、関係者の主体的・積極的な取組を促進するための方策について提案があれば、その内容に応じて加点する。		5
	1-1-4 文化芸術振興の全体像を見据えた上で業務内容を提案していれば、その内容に応じて加点する。		5
	1-2 支援業務に関する手法の明確性、妥当性、独創性	5	10
●	* 1-2-1 支援業務の実施手法が明確に示されており、妥当であること。	5	
	1-2-2 本事業終了後も支援対象団体が取組を主体的に継続するために効果的と考えられる方策について提案があれば、その内容に応じて加点する。		5
	1-2-3 上記のほか、実施手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。		5
	1-3 調査・分析及び検討・提案業務に関する手法の明確性、妥当性、独創性	10	10
●	* 1-3-1 調査・分析業務の実施手法が明確に示されており、妥当であること。〔実施手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	5	5
	* 1-3-2 検討・提案業務の実施手法が明確に示されており、妥当であること。〔実施手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	5	5
	1-4 試案作成業務に関する手法の明確性、妥当性、独創性	10	10
●	* 1-4-1 組織的対応に関する参照指針の試案作成業務について、業務の実施手法が明確に示されており、妥当であること。〔実施手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	5	5
	* 1-4-2 チェックリストの試案作成業務について、業務の実施手法が明確に示されており、妥当であること。〔実施手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	5	5
	1-5 検討・提案業務に関する具体性、必要性及び手法の明確性、妥当性、独創性	10	10
●	* 1-5-1 検討を行う事項が具体的であり、かつその必要性が示されていること。〔取組の必要性が高いと認められる場合はその内容に応じて加点する。〕	5	5
	* 1-5-2 検討・提案業務の実施手法が明確に示されており、妥当であること。〔実施手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	5	5
	1-6 業務計画の妥当性・効率性	5	10
●	* 1-6-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業計画の妥当性に応じて加点する。〕	5	5
	1-6-2 文化庁の負担軽減を考慮した適切な計画が練られていれば加点する。		5
	2 組織の経験・能力 [76点]	38	38
	2-1 組織の類似業務に関する専門知識・適格性	28	28
	* 2-1-1 我が国の文化芸術団体の組織体制強化や運営機能改善の支援に関する知識・知見を有していること。	7	
	2-1-2 我が国の文化芸術団体の組織体制強化や運営機能改善の支援に関する実績があればその内容に応じて加点する。		7
	* 2-1-3 法人等の団体におけるハラスメント対策の支援に関する知識・知見を有していること。	7	
	2-1-4 法人等の団体におけるハラスメント対策の支援に関する実績があればその内容に		7

	<p>じて加点する。</p> <p>* 2-1-5 芸術家等の就業環境や契約関係の改善等の支援に関する知識・知見を有していること。</p> <p>2-1-6 芸術家等の就業環境や契約関係の改善等の支援に関する実績があればその内容に応じて加点する。</p> <p>* 2-1-7 我が国の文化芸術振興を目的とした調査・研究及び政策提案に関する知識・知見を有していること。</p> <p>2-1-8 我が国の文化芸術振興を目的とした調査・研究及び政策提案に関する実績があればその内容に応じて加点する。</p>	7	7
	2-2 組織の業務実施能力	10	5
	* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。	5	
	2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。		5
	* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	5	
	2-3 業務実施に当たってのバックアップ体制		5
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。		5
	3 業務従事予定者の経験・能力〔15点〕	5	10
	3-1 業務従事予定者の類似業務の経験		5
	3-1-1 2-1-2、2-1-4、2-1-6、2-1-8 の内容に関する業務に従事した実績があればその内容に応じて加点する。		5
	3-2 業務従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性	5	5
	* 3-2-1 2-1-1、2-1-3、2-1-5、2-1-7 の内容に関する知識・知見を有していること。〔知識・知見の内容に応じて加点する。〕	5	5
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標〔12点〕		12
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組		12
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕		} 12
	○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)		
	○ 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画(令和7年4月1日以後の基準)策定(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)		
	○ 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		
	5 賃上げを実施する企業に関する指標〔12点〕		12
	5-1 賃上げの表明		12
	以下のいずれかを表明していること。(いずれかを応募者が選択するものとする)		} 12
	5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。		
	5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては13点減点する。		
	合計〔230点〕	93	137

※ 価格点：技術点＝115点：230点（1：2）

※ 小数点以下の得点が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出すること。

令和8年度 芸術家等の尊厳ある創造環境向上促進事業に係る加点付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分		
	大変優れて いる	優れている	やや優れて いる
1 業務の実施方針			
* 1-1-2 業務内容の具体性及び妥当性の高さについて	5	3	1
1-1-3 関係者の主体的・積極的な取組を促進するための方策の提案について	5	3	1
1-1-4 文化芸術振興の全体像を見据えた上での業務内容の提案について	5	3	1
1-2-2 支援対象団体が取組を継続するための効果的方策の提案について	5	3	1
1-2-3 支援業務の実施手法の、事業成果を高めるための工夫について	5	3	1
* 1-3-1 調査・分析業務の実施手法の、事業成果を高めるための工夫について	5	3	1
* 1-3-2 検討・提案業務の実施手法の、事業成果を高める工夫について	5	3	1
* 1-4-1 参照指針の試案作成業務に係る実施手法の、事業成果を高めるための工夫について	5	3	1
* 1-4-2 チェックリストの試案作成業務に係る実施手法の、事業成果を高めるための工夫について	5	3	1
* 1-5-1 検討・提案業務で対象とする事項に係る取組の必要性について	5	3	1
* 1-5-2 検討・提案業務の実施手法の、事業成果を高めるための工夫について	5	3	1
* 1-6-1 作業計画の妥当性について	5	3	1
1-6-2 文化庁の負担軽減を考慮した適切な計画について	5	3	1
2 組織の経験・能力			
2-1-2 我が国の文化芸術団体の組織体制強化や運営機能改善の支援に関する実績について	7	4	1
2-1-4 法人等の団体におけるハラスメント対策の支援に関する実績について	7	4	1
2-1-6 芸術家等の就業環境や契約関係の改善等の支援に関する実績について	7	4	1
2-1-8 我が国の文化芸術振興を目的とした調査・研究及び政策提案に関する実績について	7	4	1
2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力について	5	3	1
2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制について	5	3	1
3 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1 2-1-2、2-1-4、2-1-6、2-1-8 までの内容に関する業務に従事した実績について	5	3	1
* 3-2-1 2-1-1、2-1-3、2-1-5、2-1-7 までの内容に関する知識・知見の内容について	5	3	1
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)等 ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと) ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと) ・認定段階3 ・プラチナえるぼし認定企業			
	1	3	6
	9	12	

<p>○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) ・くるみん認定①(平成29年3月31日までの基準) ・トライくるみん認定 ・くるみん認定②(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) ・くるみん認定③(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ・くるみん認定④(令和7年4月1日以降の基準) ・プラチナくるみん認定 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定 <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>	<p>1</p> <p>3</p> <p>6</p> <p>6</p> <p>9</p> <p>12</p> <p>9</p>
<p>5 賃上げを実施する企業に関する指標</p>	<p>(5-1-1 と 5-1-2 のいずれかを加点するものとする)</p>
<p>5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては13点減点する。</p>	<p>12</p> <p>12</p>

委託契約書(案)

支出負担行為担当官文化庁次長 伊藤 学司(以下「甲」という。)と《受託者を記入》(以下「乙」という。)は、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託業務名等)

第1条 甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。

- (1) 委託業務名 令和8年度芸術家等の尊厳ある創造環境向上促進事業
- (2) 委託業務の内容及び経費 (別添)業務計画書のとおり。ただし、第9条によった変更業務計画書承認後は変更業務計画書のとおりとする。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日

(委託業務の実施)

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要項や業務計画書等に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(委託費の額)

【契約の相手方が課税事業者の場合】【単一税率の場合】

第3条 甲は、委託業務に要する費用(以下「委託費」という。)として、〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税額〇〇,〇〇〇円)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

- 2 前項の「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。
- 3 乙は、委託費を(別添)業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

【契約の相手方が課税事業者の場合】【複数税率の場合】

第3条 甲は、委託業務に要する費用(以下「委託費」という。)として、〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税率10%に係る金額は〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税額及び地方消費税額〇〇,〇〇〇円)、消費税率8%に係る金額は〇〇,〇〇〇円(消費税額及び地方消費税額〇〇,〇〇〇円))を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。
- 3 乙は、委託費を(別添)業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

【契約の相手方が免税事業者の場合】

第3条 甲は、委託業務に要する費用(以下「委託費」という。)として、〇,〇〇〇,〇〇〇円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を（別添）業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

【任意団体と契約を結ぶ場合】

（実施体制の確保について）

第〇条 乙が法人格を有していない団体（以下「任意団体」という。）の場合は、履行体制の確保のため、乙は、構成員、会計基準等の必要な事項（以下「任意団体に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、任意団体に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。

3 乙は、任意団体に関する事項の変更等を行おうとする場合は、改めて任意団体に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、任意団体の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、任意団体に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

4 乙において、会計基準等について特段の定めが無い場合は国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

5 第1項により提出された書面において債務責任者となっている者は、委託業務に伴い発生した過払金の返還、賠償金、損害金又は違約金及び延滞金の支払について、甲に対し、債務を負うものとし、債務責任者が複数あるときは、連帯して債務を負うものとする。

6 乙は委託業務が完了した日の属する年度終了後、5年以内に第1項により提出した書面に変更がある場合は改めて書面による届出を行わなければならない。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第100条の3第3号の規定により免除する。

（危険負担）

第5条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

（第三者損害補償）

第6条 乙は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（再委託）

第7条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、この委託業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- 3 甲は、前項の再委託承認申請書の提出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって第2項に規定する甲の承認があったものとする。
- 5 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 6 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 7 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

(再々委託の履行体制の把握)

第8条 乙は、前条の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）が記載された再々委託届出書を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、履行体制に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲への提出があったものとする。
- 3 乙は、提出した履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合は、甲に対し遅延なく変更の届出を行わなければならない。

(業務の変更)

第9条 乙は、第32条に規定する場合を除き、(別添)業務計画書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、その流用額が総額の2割未満の場合はこの限りではない。

- 2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(業務の廃止等)

第10条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

- 2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(委託業務完了(廃止)報告)

第11条 乙は、委託業務が完了又は前条第1項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(検査)

第12条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託業務が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて検査するものとする。

(額の確定)

第13条 甲は、前条の検査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは委託業務に要した経費について調査を行い、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(実地調査)

第14条 第12条及び前条第1項の調査の実施にあたっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

(委託費の支払)

第15条 甲は、第13条第1項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

2 委託費の支払いは、乙が請求書を甲に提出し、甲は乙の請求に基づき、別紙（銀行口座情報）に記載の口座に振込むものとする。

3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。

4 甲は、乙からの要求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予令第58条第3号に基づく協議を行い、協議が調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

(過払金の返還)

第16条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託費が、第13条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、年利2.5%の割合により算定した金額を利息として支払わなければならない。

(成果報告)

第17条 乙は、第11条の規定に基づく報告書の提出までに委託業務成果報告書1部及び電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）を甲に提出するものとする。

(知的財産権の範囲)

第18条 委託業務の実施によって得た委託業務上の成果に係る「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権」という。）
- (3) 前二号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上特に指定するもの（以下、「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

（知的財産権の帰属）

第19条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書（知的財産権）で甲に届け出た場合、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第21条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

- イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 甲は、乙が前項で規定する確認書（知的財産権）を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
 - 3 乙は、第1項の確認書（知的財産権）を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（成果の利用行為）

- 第20条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託業務により納入された著作物にかかる著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。
- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
 - 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとする。

（知的財産権の報告）

- 第21条 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託に係る成果の出願である旨の表示をしなければならない。
 - 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
 - 4 乙は、委託業務により作成し、甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。
 - 5 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第23条第3項に規定する場合を除く。）は、産業財産権実施届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
 - 6 乙は委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

（知的財産権の移転）

- 第22条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第19条、

第20条、第21条、第23条、第24条、第25条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第19条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

第23条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について、甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第19条、第20条、第25条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第19条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

第24条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(ノウハウの指定)

第25条 甲及び乙は、協議の上、委託業務の成果に係るノウハウについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務の完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第26条 乙は、第19条第2項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規程の整備)

第27条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員又は役員（以下「従業員等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業員等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

(知的財産権の使用)

第28条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

(個人情報の取扱い)

第29条 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複製、複製、又は改変すること。

3 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

5 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 第1項及び第2項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

- 8 乙は、本委託業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合（当該第三者が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、甲に対し、当該第三者に委託する旨、当該第三者の名称及び住所を事前に書面により通知し、甲の書面による許諾を得るものとする。
- 9 乙は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（成果の利用等）

第30条 乙は、委託業務によって得た研究上の成果（第19条第1項に基づき、乙に帰属する知的財産権を除く。）を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

（委託業務の調査）

第31条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

（契約の解除等）

- 第32条 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

（不正行為等に対する措置）

- 第33条 甲は、乙が、本契約の締結にあたり不正の申立てをした場合もしくは委託業務の実施にあたり不正又は不当な行為（以下「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。
- 2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（利息）

第34条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。利息については、返還金にかかる委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利3%の割合により計算した額とする。

（談合等不正行為に係る違約金等）

- 第35条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁

止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

- (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第36条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第37条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第38条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前二条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第39条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第40条 甲は、第36条、第37条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第36条、第37条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第41条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これ

を拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(代表者変更等の届出)

第42条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

(書類の保管等)

第43条 乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託業務を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。なお、請求書等の保管についてはインボイス制度を踏まえ、適切に対応すること。

(秘密の保持等)

第44条 乙は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(疑義の解決)

第45条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

(甲) 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4
支出負担行為担当官
文化庁次長 伊藤学司 印

(乙) 住所
名称
代表者役職、氏名 印